

平成 27 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
成果報告書

団体名（受託自治体名）	島根県教育委員会
-------------	----------

I 概要

1 事業の概要

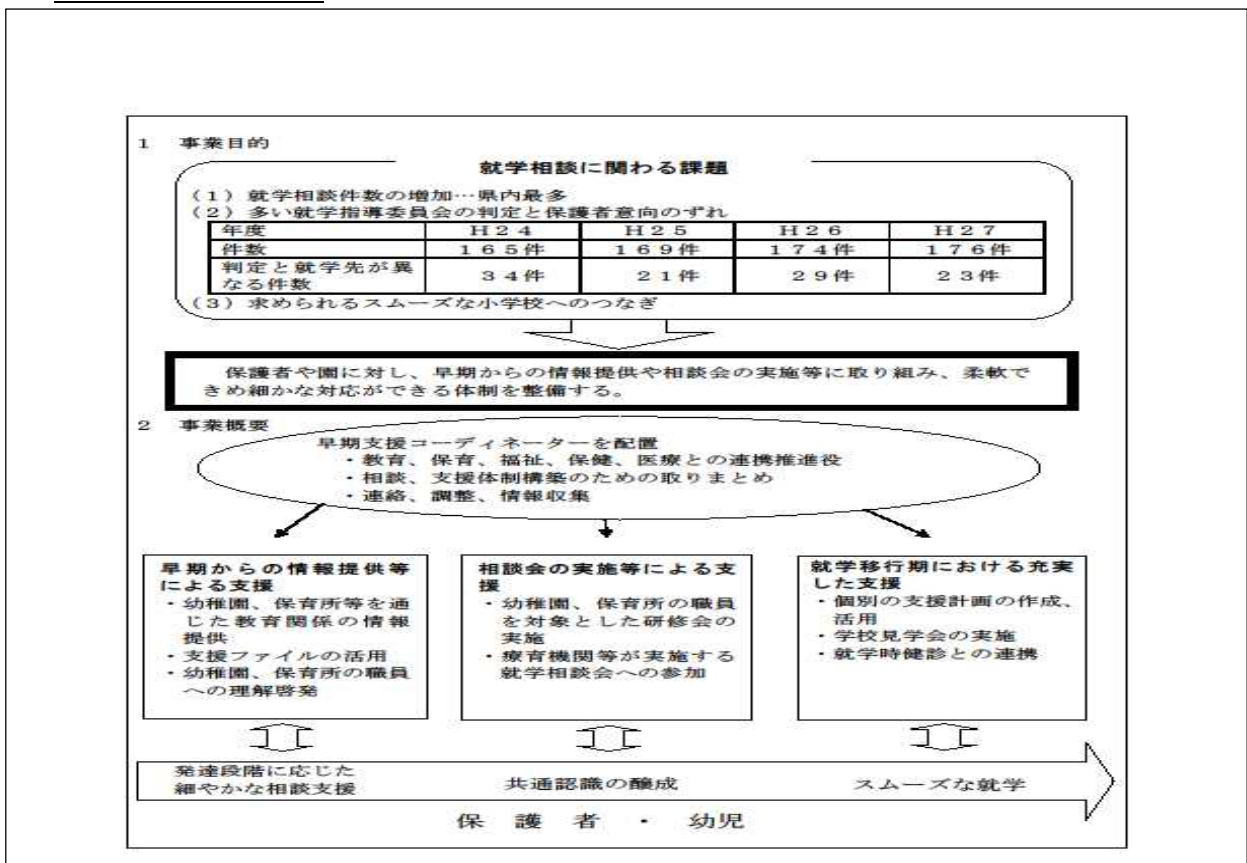
【県の取組】

- (1) 島根県健康福祉部健康推進課が策定した「健やか親子しまね計画」（厚生労働省所管の「健やか親子 21」を踏まえたもの）の柱の 1 つに、特別な支援を必要とする幼児等の早期発見及び支援の推進が設定されている。そのことから、本事業の実施に当たっては、知事部局の健康推進課及び障がい福祉課の取組とも重なる部分が多いことから、相互の連携体制を強化することにより、早期の段階からの支援を充実させ、県全体での特別支援教育及び障者福祉の一層の推進につなげていくことにした。
- (2) 平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正に伴う就学先決定の仕組みの改定や就学手続きの流れについて、健康福祉部との連携により、市町村の就学担当者に説明会を行った。またリーフレット等の啓発資料の配布等を通じて、早期からの支援の重要性や就学先決定の仕組み等に係る理解啓発活動を行った。

【出雲市の取組】

出雲市健康福祉部子育て支援課に早期支援コーディネーターを配置し、出雲市教育委員会と連携しながら、幼稚園・保育所を訪問し早期からの情報収集、長期観察、移行支援会議での情報提供、幼稚園・保育所の職員への理解啓発等の諸活動を行った。

<事業の概念図>



2 事業の成果

(1) 教育委員会と知事部局が連携を図り、各市町村に対して早期からの一貫した支援体制の構築を図ることができた。

(2) 県内3会場で知事部局の健康推進課及び障がい福祉課と連携し、早期からの教育相談・支援体制構築の充実を目的とした担当者会を開催した。担当者会では、各市町村の取組状況を発表し、協議、情報交換の場を設けた。各市町村の実態に応じた早期からの教育相談・支援体制の重要性を参加者で共有することができた。

(3) 「早期支援」の重要性の周知を図るため、県内3か所で保育士、小中高等学校教員、福祉施設職員等を対象とした研修を実施した。障がいのある子ども、保護者への支援に係る理解啓発を行うことができた。

(4) 推進地域である出雲市において、早期支援会議を定期的で開催し、横断的な連携を図ることができた。また、早期支援コーディネーターによる幼稚園巡回訪問によって、幼稚園の支援体制の構築に繋がった。

(5) 相談窓口を明確化したことによって、相談体制の整備に繋がり、保育所、園から相談がしやすい体制になった。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

(1) 本事業を通して、「早期支援」の重要性を周知した。各市町村の取組を整理する中で県としての方針を示す必要がでてきた。今後県として「早期支援」を各市町村とどう連携を図りながら取り組んでいくのか、取組の評価・支援も含めて協議していく必要がある。

(2) 「早期支援」「就学支援」等に関して知事部局と共催で、各市町村の保健・福祉部局の担当者も対象にし、説明会、研修会を行った。それぞれの役割を理解するという点では一定の成果があった。しかし、「早期支援」「就学支援」等をより充実したものにするためには、担当者会の回数を増やしたり、具体的な事例などを取り入れたりして更なる研修内容の充実を図っていく必要がある。

(3) 個別の指導計画、相談支援ファイルの作成と活用が促進されるように、保護者や教職員に周知し、研修会等を利用して具体的な活用について紹介する必要がある。

(4) 県として、早期支援コーディネーターの必要性、専門性向上に向けた取組の必要性を各市町村に周知していく必要がある。